事業用操縦士	
ときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む百五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（二十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。	
(一)～(四)　（略）	
(五)　異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行	
ロ　（略）	（略）
二～四　（略）	
准定期運送用操縦士	
独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む二百四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。	
一　（略）	（略）
二　異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行	
三・四　（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　航空法第二十二条の規定による技能証明の申請であって、この省令の施行の際、技能証明を行うかどうかの処分がされていないもの

二　航空法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更の申請であって、この省令の施行の際、技能証明の限定の変更を行うかどうかの処分がされていないもの

三　航空法三十四条第二項の操縦教育証明の申請であって、この省令の施行の際、操縦教育証明を行うかどうかの処分がされていないもの

事業用操縦士	
ときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む百五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（二十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。	
(一)～(四)　（略）	
(新設)	
ロ　（略）	（略）
二～四　（略）	
准定期運送用操縦士	
独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む二百四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。	
一　（略）	（略）
二　異常な姿勢からの回復を行う飛行	
三・四　（略）	（略）

法規的告示

○国土交通省告示第三百三十三号

建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）第八条の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第百九十四号（建設工事統計調査規則第八条の規定に基づき、建設工事受注動態統計調査票及び建設工事施工統計調査票を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌